

介護老人福祉施設 翠明荘 〈 利用料金表 〉

令和6年4月1日より施行

要 介 護 度		基 本 介 護 料【〈従来型個室〉及び〈多床室〉】			
			1割	2割	3割
①	要介護 1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	要介護 2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
	要介護 3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
	要介護 4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
	要介護 5	8,710円	871円	1,742円	2,613円
取 得 加 算		加 算 料			
			1割	2割	3割
②	日常生活継続支援加算	360円/日	36円	72円	108円
③	看護体制加算（Ⅰ）	40円/日	4円	8円	12円
④	夜勤職員配置加算（Ⅲ2）	160円/日	16円	32円	48円
⑤	個別機能訓練加算	120円/日	12円	24円	36円
⑥	科学的介護推進体制加算	400円/月	40円	80円	120円
⑦	個別機能訓練加算（Ⅱ）	200円/月	20円	40円	60円
⑧	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の8.3%			
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の2.7%			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の1.6%			

個 別 加 算		加 算 料			
			1割	2割	3割
①	療養食加算	60円/食	6円	12円	18円
②	初期加算	300円/日	30円	60円	90円
③	入院外泊時費用	2,460円/日	246円	492円	738円
④	看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日	12,800円/日	1,280円	2,560円	3,840円
	死亡日前日及び前々日	6,800円/日	680円	1,360円	2,040円
	死亡日以前4～30日	1,440円/日	144円	288円	432円
	死亡日以前31～45日	720円/日	72円	144円	216円

食費・居住費

利用者負担段階	食費	居 住 費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円/日	320円/日	0円/日
第2段階	390円/日	420円/日	370円/日
第3段階 ①	650円/日	820円/日	
第3段階 ②	1,360円/日		
第4段階	1,445円/日	1,171円/日	1,035円/日

【取得加算】

・看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師（正看護師）を1名以上配置しておりますので、加算させていただきます。

・日常生活継続支援加算

介護職員のうち介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置しており、また、新規入所時認知症高齢者の自立度がⅢ以上の方の割合が65%を上回っているため加算させていただきます。

・夜勤職員配置加算（Ⅲ 2）

夜勤職員数が最低基準より1人以上上回っており、夜勤時間帯を通じて喀痰吸引の実施できる介護職員を配置しているため、加算させていただきます。

・科学的介護推進体制加算

厚労省が定める科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するため加算させていただきます。

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年5月31まで

施設利用料金に、加算料（個別加算も含む）を加えた金額の8.3%をいただきます。

・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年5月31まで

施設利用料金に、加算料（個別加算も含む）を加えた金額の2.7%をいただきます。

・介護職員等ベースアップ支援加算 ※令和6年5月31まで

施設利用料金に、加算料（個別加算も含む）を加えた金額の1.6%をいただきます。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年6月から施行

施設利用料金に、加算料（個別加算も含む）を加えた金額の14.0%をいただきます。

※令和6年6月から介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のみとなります。

・個別機能訓練加算

身体の状態を把握し、個別に目標、実施方法等を内容とする機能訓練計画を作成し、これに基づいて計画的に機能訓練を行いますので加算させていただきます。

・個別機能訓練加算（Ⅱ）

個別機能訓練加算の取り組みに加え、計画等の情報を科学的介護情報システム（LIFE）に提出し、フィードバック情報の活用によりサービスの質の管理を行うことで加算させていただきます。

【個別加算】

・療養食加算

主治医が入所者に対し疾患治療の手段として発行された食事箋に基づいた食事を提供する場合、個別で1食毎に加算させていただきます。

・看取り介護加算

医師より医学的に回復の見込みが無いと判断された利用者に対し、本人又はご家族の希望により、当荘で看取り介護を行った場合加算をいただきます。

・初期加算

入所日から起算して30日以内の期間、または30日を超える病院または診療所への入院後に施設に再び入所した場合については加算をいただきます。

・入院外泊時費用

入所期間中に入院又は自宅に外泊した取扱いについては、1月に6日を限度として、入院又は外泊の初日及び最終日を除き加算をいただきます。